

平成25年度の児童扶養手当額・特別児童扶養手当額等のお知らせ

児童扶養手当額・特別児童扶養手当額等については、「自動物価スライド制」を採っており、改定額は政令で定めることになっています。

平成25年1月25日付けで平成24年全国消費者物価指数の実績値が（対前年比0.0%）が公表されました。

この結果、平成25年4月から9月までの手当額の改定は、行われないこととなり、平成24年度と同じ額になります。

なお、平成12年度以降、物価下落時に据置き措置が採られた経緯から生じている特例水準（1.7%）については、年金と同様に、平成25年度から27年度までの3年間で解消することが盛り込まれた「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）が、平成24年11月に成立したことから、平成25年10月分以降の手当額については、0.7%引き下がることとなります。（解消のスケジュールは、H25.10. ▲0.7%、H26.4. ▲0.7%、H27.4. ▲0.3%）

児童扶養手当額（月額）（児童1人のとき）

区分	平成25年4月から（平成24年度と同じ額）	平成25年10月から
全部支給の方	41,430円	41,140円
一部支給の方	所得に応じて 41,420円～9,780円までの10円刻みの額	所得に応じて 41,130円～9,710円までの10円刻みの額

特別児童扶養手当額（月額）（児童1人につき）

障がいの等級	平成25年4月から（平成24年度と同じ額）	平成25年10月から
1級	50,400円	50,050円
2級	33,570円	33,330円

問い合わせ先 子育て健康課 TEL377-5652

**平成25年4月1日
以降の**

養育医療及び育成医療の給付申請、 低体重児の届け出先変更のお知らせ

現在、三重県（保健所）となっている養育医療（未熟児への医療給付）の給付申請、育成医療（身体に障がいのある児童等への医療給付）の給付申請、低体重児の届け出先が、平成25年4月1日から権限委譲により、お住まいの市町（役場子育て健康課）へ変更となります。

問い合わせ先 子育て健康課 TEL377-5652

朝日町障がい児リハビリテーション費用助成について

朝日町では障がい児が言語や作業・理学療法等のリハビリテーションを受けた場合に月1,000円を上限に助成を行っております。平成24年4月から平成25年3月までに実施したリハビリテーションの領収書を添えて4月10日（水）までに保険福祉課へ申請してください。

なお、乳幼児医療費助成の対象となるリハビリテーションは対象外です。

問い合わせ先 保険福祉課 TEL377-5659